

増収・増益3.5ヶ月満額支給せよ!

2018年度年末手当第2回団体交渉開催

「申第20号」に対する現時点での会社の考え

1. 年末手当は基準内賃金と補償措置額の3.5ヶ月分とすること。
【回答】議論の上、決定する
2. 組合員に対し、不当な年末手当のカットをやめること。
【回答】成績率の増減適用については、公正・公平に実施している。
3. 回答は11月7日までに行うこと。
【回答】会社が適切に設定をする。
4. 支払いは12月3日までに行うこと。
【回答】会社が適切に設定をする。

本部は11月1日、2018年度年末手当の支給に関する第2回団体交渉を開催し、会社から現時点の考えを受け議論を行いました。

本部は、「7期連続の過去最高益は、突然再開した一方的な休日出勤や年休の抑制、車掌業務の変更、自然災害時の協力等、組合員をはじめとする社員の苦勞の賜である。要求の通り年末手当を3.5ヶ月分支給することがその苦勞に應えるということである。3.5ヶ月分を出せない理由など何もない」と強く主張しました。会社は「組合の主張は検討するし社員の苦勞は否定しない。しかし期末手当は業績、世間相場、将来展望、社員の努力、組合の要求等を総合的に勘案しながら決定していく。短期的な動向ではなく、長期的に安定支給することが大事である」と、社員の苦勞に前向きに應える姿勢を見せませんでした。現場の社員あつての会社であり、その社員の苦勞による過去最高の利益です。本部は会社に、改めて年末手当3.5ヶ月分の支給と組合員への不当なボーナスカットを止めるよう強く主張しました。

JR東海労は、満額獲得に向けて粘り強く最後まで交渉をしていきます。
次回団体交渉は11月8日、会社回答です!

会社は現場の社員の苦勞に應えろ!